

2019 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
 (発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業)  
 成果報告書 ( I )

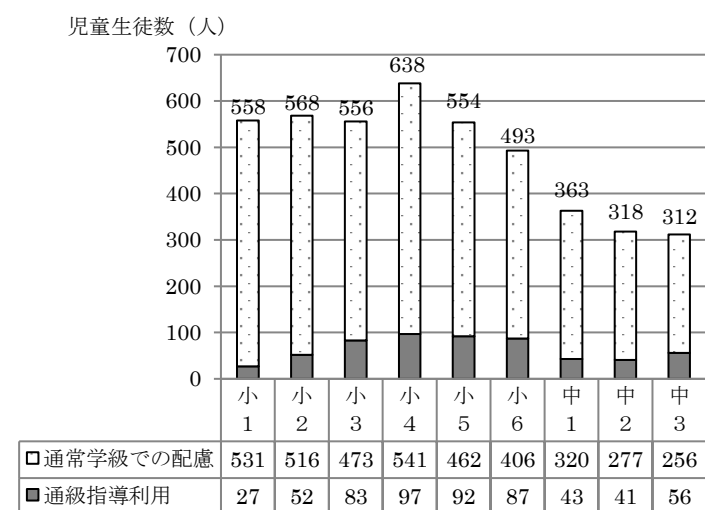
実施機関名 ( 福井県教育委員会 )

1. 問題意識・提案背景

当県では、これまで発達障害の可能性のある児童生徒への支援を推進し、実践研究を行ってきた。本事業に関しては、平成 29 年から 2 年間、県教育委員会が主体となって取り組んできた。取組では、通常の学級に在籍する発達障害等支援や配慮が必要な児童生徒への支援をさらに充実させるために、教科教育スーパーバイザー 2 名を配置し、実態や学習上のつまずきの把握、有効な指導・支援方法の実践研究を行ってきた。教科教育スーパーバイザーは、特別支援教育の経験があり、かつ教科における指導・支援について助言できる退職校長が務めた。そして、特別支援教育センターの指導主事とともに学校訪問を行い、管理職・特別支援教育コーディネーター・学級担任等との懇談、授業参観、授業研究会への参加を通して、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用しながら、学習上のつまずきに対応する教科指導法等について検討を行った。丁寧な実態把握や懇談での助言によって、発達障害やその障害特性および有効な指導・支援方法について理解が図られ、通常の学級における教科指導法の工夫に活かすことができた。

当県における特別支援教育に関する取組みでは、「通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成 24 年 12 月文部科学省)に基づいた全県調査を平成 25 年度から行っており、本事業の対象は、この調査のチェックリストにおいて学習面や行動面、対人面に困難さが伺える児童生徒とした。調査によると、近年児童生徒の総数が減少する一方で、支援や配慮を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、平成 30 年度は、通常の学級に在籍する小・中学校の児童生徒の 7.1%がチェックリストに該当するという結果であった。その内訳では、図 1 のように小学生が多く、その中でも小学校 4 年生が最も多かった。また、通級による指導を受けている児童生徒数は、小学校 1～3 年生にかけて飛躍的に増え、その後は小学校においてはほぼ横ばいであり、小学校 3 年生から個別または小集団での支援や配慮がより求められていることが伺えた。これらの理由として、小学校 3 年生から理科や社会の学習も始まるなど、学年が上がるにつれ、学習内容も多くなり、教科書等による一斉指導のみの学習では困難さを示す児童が多くなること考えられる。各教科においては、教科書等の文章も長くなり、文章構成から意味を理解したり図や表から情報を読み取ったりする力が必要となってくる。また、自分の考えをもち、まとめ、適切に表出するとともに、他人の意見にも傾

図 1 通常の学級で支援や配慮を必要とする児童生徒数  
(H30 当県調査より)



聴する姿勢も学習において重要となる。しかし、発達障害の可能性のある児童は、これらの思考力・判断力・表現力に関することや意思表出、他者理解、認知面において困難さが見られることもあり、それぞれの学習上のつまずきに応じて指導方法を工夫することが必要であると考えられる。

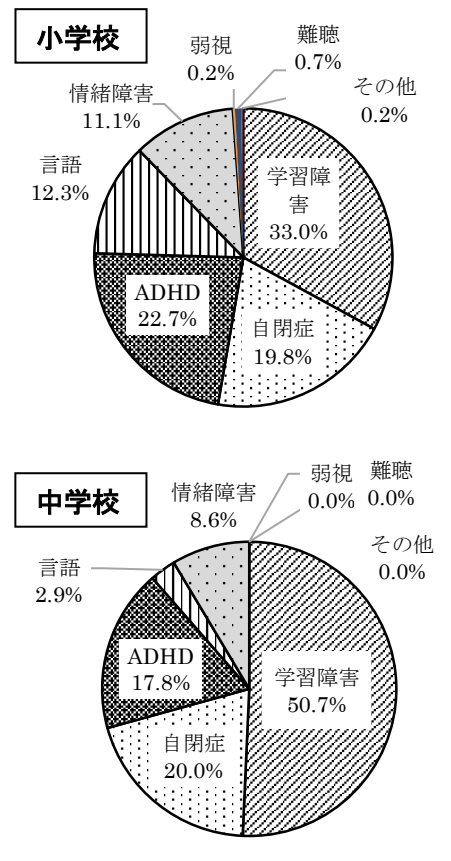
一方、中学校における支援や配慮の必要な生徒数は小学校に比べると減少しているが（図1）、その障害種別割合を見ると、半数以上が学習障害傾向であることが分かり、小学校よりも学習上の困難さを示す生徒の割合が高いことが伺える（図2）。これは、中学校では学習内容がより詳しく、高度になるとともに、英語の学習が本格化することも、学習上の困難さが表れる要因の一つと考えられる。これまでの本事業における教科教育スーパーバイザーの学校訪問でも、小学校において読み書きや言語面で困難さのあった生徒は英語の学習で大変つまずきやすいということが挙げられていた。英語の学習における支援では、通級による指導担当者もその取組の中で、生徒のつまずきに応じてタブレット型端末や視覚的な手掛かり等を活用して指導・支援を展開してきた。今後は、通級による指導において有効性が伺えた指導内容や方法を、どのように通常の学級での授業で取り入れていくか考えていきたい。

これらのことから、通常の学級において学習上のつまずきがより顕著になり、支援や配慮が必要となるポイントの時期を小学校3～6年生と中学校と捉え、それぞれで研究を進めていく。小学校では、3年生から始まる理科に焦点を当て、文章読解や図・表の読み取り、観察・実験の手順や操作などにおける、学習上のつまずきに応じた有効な指導方法を検討していきたい。また、中学校では英語に焦点を当て、小学校での読み書きに対する指導・支援を活かすとともに、教科の特性による考えられるつまずきを明らかにし、それに対する有効な指導方法を検討していきたい。なお、福井県では、新しい学習指導要領を見据えて平成30年度から小学校において外国語科を先行実施している。このことも活かし、小学校の英語におけるつまずきに応じた指導法の検討や小・中学校間のつながりも意識して取り組みたい。

また、当県では、平成28年度から「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」において、「通級による指導担当教員等専門性充実事業」に取り組んできた。そして、通級による指導担当者等の専門性の向上を図り、通常の学級との連携を通して、指導方法を通常の学級でも活かしてきた。しかし、その事例は小学校低～中学年や国語・算数に関することが多く、様々な発達段階の児童生徒、教科等に対応した指導法を今後は検討していく必要がある。また、これらの指導方法を多くの通常の学級でも展開できるよう、教科教育スーパーバイザーの学校訪問や研修、運営協議会等の機会を活かし、工夫して周知を図りたい。

これらの経緯や理由から、本事業において、教科教育スーパーバイザーの学校訪問を活用し、発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきを的確に把握し、実態に基づいた教科指導法の検討を行いたい。また、個別または小集団で行われる通級による指導等の指導・支援など、様々

図2 通級対象児童生徒障害種別割合（H30）



な取組やその成果をいかに集団内での教科指導に活かすか、実践研究を積んでいきたい。さらに、発達障害に関する研修等を通して、対象児童生徒に関わる教職員の専門性の向上を図り、通常の学級での有効な指導・支援方法の検討をするとともに、学校全体の特別支援教育の理解啓発や充実につなげたい。

## 2. 目的・目標

### (1) 的確な実態把握とつまずきに応じた効果的な教科指導法に関する研究を行う

教科教育スーパーバイザーや、関係機関である特別支援教育センターや嶺南教育事務所特別支援教育課の指導主事の学校訪問により、授業参観や発達検査、懇談等を行い、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握をする。そして、学習上のつまずきを明らかにするとともに、それに応じた効果的な教科指導法を検討する。その際、個別の教育支援計画や指導計画をもとに、学級担任、特別支援教育コーディネーター、関係教職員、保護者、教科教育スーパーバイザー等が連携し、共通理解を図る。さらに、個別または小集団での指導の成果も活かし、きめ細かい指導・支援をどのように通常の学級内で取り入れるか検討する。また、これらの方法が発達障害の可能性のある児童生徒の教科学習において有効であったか検証し、得られた評価をPDCAサイクルとして次の取組に活かしていく。

### (2) 発達障害の可能性のある児童生徒への教職員の理解啓発と指導力向上を図る

教科指導法の協議これまでの事業の成果物を用いた研修会等を通して、各校における指導・支援の検討、特別支援教育の理解・推進、校内支援体制の構築をさらに進める。また、有識者等による教科指導に関する研修会を開催し、発達障害やその特性、有効な指導方法について学び、通常の学級での教科指導に活かすよう図る。

## 3. 主な成果

### (1) 教科教育スーパーバイザーの学校訪問による発達障害や教科指導法の工夫についての理解推進

県教育委員会が主体となって教科教育スーパーバイザーを配置し、これまでに訪問していなかった地区を巡回した。学校訪問における授業参観や懇談、また関係機関の指導主事による発達検査等を通して、実態や学習上のつまずきの把握を行うとともに、適切な教科指導法やPDCAサイクルによる個別の教育支援計画等の活用について指導・助言を行った。また、管理職との懇談を通して、管理職のリーダーシップの下、通常の学級における支援や配慮を必要とする児童生徒への指導について、教職員の理解啓発や意識改革を図った。これらによって、教科教育スーパーバイザーや学校、関係機関等が連携し、実態や特性の把握から具体的な指導法の検討につなげることができた。また、取組みを通して、特性に応じた教科指導法の工夫について、校内教職員の理解推進が図られた。

### (2) 特性に応じた教科指導法の検討と周知

教科教育スーパーバイザーや指定校、県教育委員会、関係市町教育委員会、県関係機関等による「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業運営協議会」を開催した。協議会では、指定校での取組みや教科指導スーパーバイザーの学校訪問によって得られた成果と課題等について共通理解し、通級による指導における指導内容や方法も参考にして、通常の学級内での発達障害の可能性のある児童生徒への教科指導法について協議した。そして、有効な指導法については、特別支援教育説明会等の機会を捉えて、小・中学校への周知を図った。

### (3) 通常の学級における個別の教育支援計画等の作成率の向上

県内の通常の学級を対象に、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握や支援体制の状況について調査を行った。調査前には、県内を6地区に分け、地区別に特別支援教育説明会を開いた。説明会では、調査の意義や実態把握に基づいた特性に応じた指導・支援方法とともに、前述の教科指導法研究事業運営協議会で協議された教科指導についても伝達し、校内における指導・支援の充実を図った。

調査結果については、発達障害等により支援や配慮が必要な児童生徒の割合は前年度と同等であったが、個別の教育支援計画等の作成率については、以下のように向上した。

【小・中学校の通常の学級における発達障害等により支援や配慮が必要な児童生徒に対する個別の教育支援計画等の作成率（県調査より）】

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
42.8%	48.6%	60.4%

このことから、各校において個別の教育支援計画等の作成による実態把握や指導目標の設定、指導・支援内容の検討が進み、特性に応じて教科指導法等を工夫している様子が見え始めた。

調査によって支援や配慮を必要とする児童生徒や県内の特別支援教育の実態を把握できたことは、これまでの取組の成果と課題を探り、通常の学級における指導・支援の充実を図るために有効であった。

## 4. 取組内容 ※①を選択

### ① 教科の学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法及び指導の方向性の在り方の研究

#### (1) 対象とした学校種、学年

小学校3～6学年

中学校1～3学年

#### (2) 教科名

理科、英語

#### (3) 実施方法

##### ア 学校を支援する教科教育スーパーバイザーの配置と教科指導法の検討

指定校を学校訪問して授業参観を行い、発達障害等による学習上の困難等の実態把握、目標の設定、つまずきや特性に応じた指導方法等について、学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、学級担任等と検討した。県の関係機関である特別支援教育センターや嶺南教育事務所特別支援教育課の指導主事も教科教育スーパーバイザーと連携し、必要に応じて発達検査をしたり、共に授業参観や指導方法の検討等を行ったりした。

教科指導法の検討では、小学校の3～6年生および中学生において、発達障害等による特性により学習上の困難がある児童生徒に対する、理科や英語についての特性に応じた指導法について実践例をもとに検討した。検討した事例については、教科指導法研究事業運営協議会にて協議し、指定校や関係市町以外にも周知を図った。

##### イ 「発達障害等により支援や配慮を必要とする児童生徒調査」の活用による対象児童生徒の把握と学習上の困難の整理

調査結果を活かして、取組の対象となる児童生徒を明らかにするとともに、児童生徒の実態や障害特性の把握を図った。また、調査結果や学校訪問による対象児童生徒の観察等を通して、学習上の困難について整理した。そして、同様の困難がある児童生徒にも活用できる指導法について検討した。

ウ 「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業運営協議会」の開催

教科教育スーパーバイザーや指定校、県教育委員会、関係市町教育委員会、県関係機関等による運営協議会を開催した。協議会では、指定校や関係市町における取組や事例について協議を行い、児童生徒の学習上の困難に応じた有効な指導方法について検討を重ねた。また、指導に関する成果や今後の課題についても協議することができた。運営協議会の取組や取り挙げられた事例および指導法については、特別支援教育説明会等の機会を捉えて、各校への周知を図った。

(4) 取組の概要

ア 教科における学習上のつまずきを把握するための方策

対象児童生徒の実態を客観的に把握するため、当県で毎年実施している「発達障害等により支援や配慮を必要とする児童生徒調査」における調査項目を活用し、児童生徒の困難の要因を、学習面によるものか、行動面（不注意、多動・衝動性）または対人面によるものかを確認した。学習面に該当する場合は、さらに「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」のいずれかの領域に分け、チェック項目を参考に困難の整理をした。同様に、当県の支援ツールである「子育てファイルふくいっ子」の基礎調査票も活用した。基礎調査票では、学習面に関しては「認知・推論」「聞く」「話す」「読む」「書く」「数・計算」「教科全般」「運動」等の項目に分けられ、他にも「対人関係・社会性」や「興味とこだわり」、「行動・情動面」等の生活や行動面に関する項目もあり、より児童生徒の実態や特性を詳しく捉えることができる。これらのツールを使って、児童生徒の学習上のつまずきを、学習面のみならず、生活面や行動面も含めて、総合的に捉えた。

また、教科教育スーパーバイザー等が学校訪問において実際に授業参観をすることによって、観察からも実態や学習上のつまずきの把握を行った。さらに、対象児童生徒に関わる担任等の教職員等からの聞き取りやWISC等の発達検査の結果も参考にして、さまざまな視点から学習上のつまずきを探った。

イ 実施した指導方法（工夫した点）

(i) 授業における全体指導、個への指導について

全体指導については、日頃から理解の状況に合わせた学習内容や課題の調整、習熟度別の学習等に取り組み、それぞれが自分のペースで自分にできることを認める雰囲気作りに努めた。また、まず全体に関わる一斉指示を出し、個別指導や支援の有無に関わらず、授業を受けている児童生徒全員が同じ目標のもとで学習しているという意識をもつことができるようにし、その上で個別対応を行った。

また、対象は特定の児童生徒ではなく、つまずきそのものに対するものであり、同様のつまずきのある児童生徒すべてに有効であるという認識を学校全体ももてるよう意識の改革を図った。そして、誰にでも得意なことや苦手なことがあり、得意なことに関してはそれを活かし伸ばす内容、苦手なことに関してはそれを補うまたは別の方法による内容など、支援や配慮だけではなく、すべてが個に応じた指導を受けること

が自然となる学級の雰囲気づくりに努めた。

個への指導については、必要な時に必要な指導・支援を行えるよう児童生徒の様子に配慮して行った。児童生徒は状況によって、自分で工夫して取り組んだり他の児童生徒の関わりを受けたりして、自分なりに取り組もうとすることもあるので、その場合は本人の意欲や気持ちを大切にされた。また、個への指導の内容や頻度も本人の様子によって調整し、児童生徒の様子によっては縮小や終了も見据えて対応をした。

(ii) 個別指導について（取り出し指導、通級による指導との連携など）

個別指導が必要な児童生徒については、必要に応じて通級による指導や個別支援を取り入れて学習上の困難の改善・克服のための指導を行い、つまずきに応じた指導の内容や方法、またその有効性を検討した。そして、通級による指導担当者や学級担任等の関係教職員が連携して、通級による指導の成果や有効だった指導方法を通常の学級でも取り入れた。

## 5. 今後の課題と対応

- (1) 当県実施の「発達障害等により支援や配慮を必要とする児童生徒調査」によると、支援や配慮の必要な児童生徒の割合は増加傾向であり、その対応の必要性が高まっていることがうかがえる。しかし、今後はその対応を個別指導などの特別な教育の場内にとどまらず、全体の場にも広げ、全体指導の場でどのように個への対応を行うかを考えていかななくてはならない。また、苦手なことや支援が必要なことだけが個別指導の対象ではなく、できる・得意である児童生徒の能力も、個別の対応によって活かし伸ばしていこうとする姿勢も大切であり、「個別指導はできない子が受ける」ではなく、「全員がその能力によって受けることができるもの」と捉えることも大切である。そして、それらの良さや苦手なことを児童生徒間また個人内で組み合わせ、補い合えるようにすることも今後の共生社会の実現に向けて必要だと考える。
- (2) 通常の学級においては、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業作りも大切であり、個別指導の知識と技術を取り入れた、すべてが分かる・参加できるように工夫された授業改善も必要と考える。一方、本事業では、つまずきのある児童生徒への全体の場での個別指導を研究対象にしている。今後はこれら2つの違いを踏まえつつ、お互いの良さと本事業の成果を活かした授業作りに取り組まなければならないと考える。
- (3) 教科教育スーパーバイザーによる学校訪問や教科指導法の内容・方法など、本事業の成果を今後どのように活かし、教職員の特別支援教育に関する理解や専門性等をどう維持・向上していくかが課題である。今後は、教科教育スーパーバイザーの取組を引き継ぎ、発達障害やその特性に応じた教科指導法に関して検討したり深めたりする学校支援の体制作りや必要な研修体制の整備などに、県と市の教育委員会や関係教育機関、医療・福祉機関等が連携して取り組んでいきたい。

## 6. 問い合わせ先

組織名：福井県教育委員会

担当部署：福井県教育庁高校教育課 特別支援教育室